

## 豊田市郷土の先人顕彰事業補助金交付団体認定要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、豊田市文化財保存事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）別表の注2の規定に基づき、郷土の先人顕彰事業（以下「事業」という。）の補助事業者の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (事業の対象)

第2条 事業が対象とする郷土の先人は、次に掲げる条件の全てを満たす者とする。

- (1) 1867年以前に誕生していること。
- (2) 出身地が豊田市であること、又は豊田市の発展に寄与していること。
- (3) 国史大辞典又はこれに相当する図書に掲載される歴史的・文化的な功績があり、全国的にも認められていること。

### (補助事業者)

第3条 事業の補助事業者は、次に掲げる条件の全てを満たす団体（以下「顕彰会」という。）とする。

- (1) 郷土の先人の事跡を顕彰するための調査研究及び史跡・資料等の保存に努め、広く市民の文化意識の高揚に寄与することを目的としていること。
- (2) 豊田市民を主体とした200人以上の会員で組織する団体で、団体の規約を有し、及び由来及び顕彰体制が明確であること。
- (3) 事務局を豊田市内に有していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助事業者としない。

- (1) 暴力団であると認められるとき。
- (2) 役員等に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいると認められるとき。
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有すると認められるとき。

### (認定の申請等)

第4条 文化財保存事業補助金の交付申請をしようとする顕彰会は、あらかじめ、市長の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けようとする顕彰会は、郷土の先人顕彰事業実施団体認定申請書（様式第1号）及び団体調書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 顕彰会の規約
- (2) 顕彰会の会員名簿
- (3) 顕彰会の当該年度の事業計画書及び収支予算書

(4) その他市長が必要と認める書類

- 3 顕彰会が受けた市長の認定は、次条の規定による取消しがなされるまで、効力を有するものとする。

(認定の取消し等)

第5条 認定を受けた顕彰会は、第3条に規定する条件を満たさなくなったときは、市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、顕彰会から前項の規定による届出があったときは、当該顕彰会に対する認定を取り消すものとする。
- 3 市長は、顕彰会の解散、消滅等により第1項の規定による届出がなされないと認められる場合は、その事実を調書として作成し、当該顕彰会に対する認定を取り消すものとする。

附 則

この要項は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年1月1日から施行する。

年 月 日

豊田市長 様

顕彰会名

代表者氏名

---

### 郷土の先人顕彰事業実施団体認定申請書

豊田市文化財保存事業補助金の交付に係る郷土の先人顕彰事業実施団体の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

#### 記

1 顕彰する人物

2 顕彰会名

3 添付書類

- (1) 団体調書（様式第 2 号）
- (2) 規約（任意様式）
- (3) 会員名簿（任意様式）
- (4) 事業計画書及び収支予算書（任意様式）
- (5) その他参考資料

連絡先	住 所	〒	電 話	
	(役職) 氏 名		F A X	

様式第 2 号

団 体 調 書  
 (郷土の先人顕彰事業実施団体認定用)

団 体	名 称			
	代 表 者	氏名	電話	
	連 絡 先	氏名	電話	
		〒 住所		
	発 足	年 月 日 (規約施行 年 月 日)		
会 員	大人	名 (男	名、女	名)
	子供	名 (男	名、女	名) 中学生以下
顕彰会の概要、由来、沿革、活動内容等	(別紙可)			

収 支 予 算 書

顕彰会名 \_\_\_\_\_

【収入】

区 分	予 算 額 (円)	積算内訳
豊田市補助金	円	
会員等会費	円	
自治区負担金	円	
国・県補助金	円	
寄 附 金	円	
そ の 他	円	
合 計	円	

※ 豊田市補助金の算定方法

([補助対象経費] - [国・県補助金]) × 0.5 (千円未満切り捨て)

上限額 = 300,000円

支出 (補助対象経費のみ)

区 分	予 算 額 (円)	積算内訳
食 糧 費		
消 耗 品 費		
印 刷 費		
使 用 料		
報 償 費		
合 計		

備考

- 1 食糧費は、飲み物代のみが補助対象です。なお、食糧費については補助対象経費の40%を上限とします。
- 2 旅費、手数料、保険料を計上する場合は、ご相談ください。
- 3 収入合計と支出合計は、同額にしてください。
- 4 実績報告の際に、補助金の減額又は額の大幅な変更が生じないように計画してください。